

第3回 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会 議事録

日時 平成29年2月24日（金）10：00～12：13

場所 経済産業省本館17階 第2共用会議室

○秦対策官

それでは、定刻になりましたので、第3回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会を開催いたします。

本日、傍聴されている皆様におかれましては、注意事項といたしまして、席上に資料を配付させていただいております。事前にご一読いただければと存じます。円滑な会議運営にご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

経産省では現在、会議のペーパーレス化ということでございまして、今回の会議では、第1回でも使用しましたが、iPadを用いて会議を進めたいと存じます。今お手元のiPad画面に議事次第が出ているかと存じますが、画面をタップしていただきますと、左上に「完了」という文字が出てきます。これに触れますと、資料が格納されておりますフォルダに入ります。資料名のついたPDFのファイルをタップしますと、資料の画面が立ち上がりまして、先ほどと同様に画面をタップして、「完了」に触ると資料が閉じるということでございます。

皆様、動作の不都合ないでしょうか。よろしいでしょうか。ご不明な点がございましたら、事務局までお知らせください。

先ほどの資料の入ったフォルダに戻っていただきまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。きょうの資料でございますが、委員名簿、議事次第、座席表、資料1、資料2、資料3－1、資料3－2、資料3－3、資料（参考資料）、資料4、資料5がございます。よろしいでしょうか。

動作に不都合がございましたら、遠慮なく事務局にお申しつけください。

それから、マイクの操作方法でございますが、ご発言される際には、真ん中のボタンを押していただきますと、緑が点灯しますので、そこでお話しいただけます。発言が終わりましたら、またボタンを押して、緑を消していただきますようお願い申し上げます。

プレスの方によるカメラの撮影はここまでとさせていただきますので、ご退席のほどよろしくお願い申し上げます。

(プレス退室)

○秦対策官

本日は、崎田委員、関谷委員、高倉委員がご欠席でございます。関谷委員の代理としまして、斎藤様にご参加いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

○関谷委員（代理：斎藤）

斎藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○秦対策官

それでは、議事に入らせていただきます。これより先は、山本委員長によろしくお願ひ申し上げます。

○山本（一）委員長

それでは、議事に入らせていただきます。まず、初めに、昨年12月に開催いたしました第2回小委員会の議事録（案）の確認をさせていただきます。資料1をご確認ください。先日メールをご確認いただいたものでありますけれども、特にご意見ございますでしょうか。

特になければ、正式に第2回議事録とさせていただきます。どうもありがとうございました。

ここで、本日の議題趣旨についてご説明いたします。前回に引き続きまして、風評被害の実態、取り組みの状況などに関する議論をしていきたいと思います。まず、小山委員からは、福島県産品に対する風評の実態と農業再生に向けた取組、次に、福島県のサカイ主管からは、福島県の風化対策強化戦略の現状と方向性などについて、そして、水産庁の竹葉課長からは、福島県の水産業の現状についてご説明いただきまして、意見を交換したいと思います。

それでは、まず、議題2のヒアリングに移りたいと思います。まず初めに、小山委員より福島県産品に対する風評の実態と農業再生に向けた取組につきまして、ご説明をお願いいたします。

小山委員、よろしくお願ひいたします。

○小山委員

皆さん、よろしくお願ひします。

マイクでしゃべりますので、座って報告させていただきますが、まず、最初の報告で、今の福島県産農産物の流通の実態で、風評被害と言われている部分が6年たって、どういう状況になっているのかということと、産地の状況について説明したいと思います。時間が20分ということなので、要点を中心に説明したいと思います。

まず、これは水産物もそうなんですけれども、市場の構造が商品によって異なります。まず、福島県は総合産地でして、いろいろな品目がこれまで、ここで書かせていただいたんですが、野菜や果物のような季節性を伴う農産物に関しては、出荷の時期が限定されますので、取引がその時期にしか出荷できない場合、あるいはその時期に競合の産地がない場合は、取引が成立する。ほかの産地がないときには価格もつくというような状況でして、価格が戻ったからといって風評、

あるいは福島県の農産物に対する安全性が確認されたかというと、なかなかそれは難しい部分があります。

2つ目は畜産物、それから、米のように貯蔵がきく農産物に関しては、通年供給できますので、常に競合の産地と競争にさらされます。こういうものに関しては、代替可能な商品が常に出ていますので、なかなか価格が戻らなかつたり、取引が成立しない。なので、市場流通の構造の違いによって、取引の形態が変わってくるということなんですね。

なので、これは福島県の農産物は一律に風評だとか、価格が戻ったとかというのは言えない。あるいは、対策も品目によって異なってくるということを、まず確認しておきたいと思います。特に、畜産や米のように貯蔵がきくもので、通年供給できて、常に代替の産地と競争にさらされるものは、なかなか価格が戻っていないということです。

これに関して、ちょっと最初に直近の話をさせていただきたいんですけども、福島県産のお米というのは年間35万トン、震災前は生産されておりまして、特に首都圏に出荷していました。中でもシェアが高かったのは、首都圏が一番多いんですけども、例えば関西圏だと35万トンのうち3,000万トンが出荷されていて、震災後は600万トンまで落ちています。現状も同様です。

実は沖縄県は、福島県産のお米のシェアが、47都道府県の中でも一番高かった県です。これは日本に沖縄が復帰する以前の段階で、福島県のお米を出荷していたという歴史的な経緯もあって、沖縄県のシェアが高かったわけですけれども、2011年、2012年は流通量がゼロになりました。これは全量隔離だったので。その間に、実は今、北海道のお米が、福島のもともと置いてあった棚を奪ってしまったという変な言い方になりますけれども、変わってしまったということです。

しかし、2013年から徐々にシェアを回復してきたんですけども、昨年の時点で福島県の米に関する写真を見ていただくと、これは会津のこしひかりが3キロ1,050円という価格でした。八重山のひとめぼれや三重のきぬひかり、大分のひのひかり、かつてといえば、福島県のほうが1.5倍ぐらいの価格で売っていたところよりも、あるいは同じレベルまで落ちていたんですけども、ことし、ちょうど2月、新米が出て見てみると、同じ、単位を合わせまして1キロで見ると、約50円近く一応価格が回復しているということです。ただし、これは農協系、JA系の販売店でして、産地名も表示されて売っている。

一方で、現状でも2つあります。これも今月の沖縄なんですけれども、例えば1つの量販店、ちょっとこれはモザイクを余りかけていないのであれなんですけれども、北海道のななつぼし、ひとめぼれ、ゆめぴりかと並んでいる中で、1個だけ産地名を表示せずに、コシヒカリブレンドと売っているお米があります。これは1,680円で断トツ、安いです。実はこれは産地名を表示していないんですが、裏面を見ると福島県産コシヒカリと書いてあるんですね。こういう売り方

をしている業態も今でもある。

もう一方、これはちょっと見づらいのと業者名も書いてあるので、モザイクにしてありますけれども、これは飲食店です。飲食店で当店で使っているお米の産地表示をしてあるんですけども、北から北海道、新潟、青森のお米を使っていますとなっている中で、秋田、山形の後、宮城、福島、茨城は飛ばして千葉、群馬という形で表示してある。要するに、簡単に言うと福島県産を使っていませんとは書けないので、うちが使っている産地はここですよという表示を、今でも掲示しているお店もあるということなんです。

だから、一方、価格が回復している部分もある中で、震災の直後に行われていたような売り方が、今でも継続しているケースもある。ただ、これは日付を見ると、2015年に証明書をもらったものを、今でもずっと張りっぱなしということなので、実はやっぱり切りかわるきっかけがないということも、一方ではあるのではないかなと思っております。

この価格について、ちょっとわかりやすいのがこの畜産なので、これは東京中央卸売市場の和牛枝肉価格を、震災前から推移を示したものです。黒が全国平均、赤が福島県産の和牛枝肉価格でして、上と下、下のグラフは先月までちょっと延長したものになります。

まず上で見ていただくと、同じデータなんですが、震災前というのは福島県の和牛というのは、全国平均よりも大体100円ぐらい高い産地としてずっと位置づいておりました。しかし震災後、これは2011年3. 11以降、これは8月なんすけれども、出荷制限になりまして、がくんと落ちて、出荷がなかった時期もあります。

この赤だけを見ると、実は震災前の価格並みに回復してきています。というのは、和牛の価格が全体的に上がってきていますので、肉の価格が。実はこれを見て、震災前並みに福島県産の和牛を回復しましたよという人もいるんです。風評がなくなりましたという人もいるんですけども、実は一番の問題は、震災前は全国よりも100円高い産地だったものが、震災後、全国よりも450円下の産地として、もう6年間定着してしまったということなんです。

なので、実は今、損害賠償を、風評被害で価格の下落分というのは、震災前の平均価格よりも幾ら下がったかという部分を補填する仕組みなんですけれども、最大の問題は、産地としての評価が全国平均よりも幾ら下がってしまったかということなんですよ、本当は。これが実は原発事故、放射能汚染の問題で、いわゆる風評と言われている部分なんですけれども、僕は風評というよりは市場の構造が、要するに産地のブランド価値が、市場の評価が変わってしまった。しかも、それが安定してしまっているということのほうが、実は最大の問題かなと思っています。これはやはり長期間、放射能汚染の問題や検査、原子力災害の影響というのが、やっぱり6年という長期間に及んでしまったということで、やっぱりこういう構造になってしまったんではないかなと

ということです。

結果として福島県の、これは酪農と肥育農家ですけれども、売れなかつたとか価格が下がつたからやめてしまつたのではなくて、やっぱり市場で実際に出荷しますから、自分も行って、肉の取引の場合は。そこで取引がされない、ほかの産地に比べても、圧倒的に安い価格で買われているというのを何年も見続けているうちに、やはり将来に展望を描げず離農してしまうというケースが、堅実的に出ているということがあるんではないかと考えています。

もう1つ、代替可能な商品として価格の下落が続いているのが、もう1個、米なんですけれども、震災前は全国と比べても、あるいは競合産地である、例えば茨城のコシとこれは中通です、会津のコシはもうちょっと高くなりますけれども、中通のコシヒカリと比べても、そんなに価格差はなかつたわけですが、一昨年ぐらいからもうがくんと福島県のコシヒカリについては、これはなぜ価格差がないかというと、ほとんど集荷していなかつたりした時期なので、ここがもう安定的に出荷がされるようになってくると、価格が下がつてゐる。

この価格が下がつてゐるのを風評被害と言う人もいるんですけども、これを見ていただくと、これは福島県は先ほど35万トンの生産量があると言いましたけれども、そのうちの4割がJA系統です。全農福島県本部を通して販売しております。この全農福島県本部を見てみると、震災前は福島県のお米というのは高い評価をされてゐたので、いわゆる小売店で販売される家庭用のお米として販売されておりました。なので、業務用米の比率というのは1割ぐらいだったわけです。

お米の流通というのは、家庭用に売られるお米が一番高く売れます。これはスーパー や デパート等で売られるお米。次が業務用米。それも外食産業だったり、その次が加工用米で、一番安いのは餅米になるわけですが、福島県のお米のシェアを見ていただくと、今は4割です。直近でも43%ということで、1割だったのが4割、要するに4倍までふえてしまつた。当然、業務用米は価格が安いです。なので価格は下落します。なので、これを風評被害と言っていいのかということなんですね。

問題は原発事故によって売り方、市場での評価や流通の構造が変わつてしまつたこと自体が、実は損害なんです。産地の構造が変わつてしまつたということなんですね。これは長期間に及んで隔離されてしまつたり、出荷が制限されていたり、あるいは検査を義務づけられているような構造の中で、実はこの売り方や市場の構造が変わつてしまつ、このこと自体が損害だというふうに見ないと、実は対策、例えば風評対策でいろいろなイベントをやつたとしても、業務用米のシェアが4割になつてゐる現状で、消費者向けのイベントをしても、それが直接きくかどうかといふのは、またこれは別の問題になつてゐますということです。

この後、県からも報告があると思いますが、先ほど言った桃等に関しても、震災前に比べて、

全国平均との価格差はほとんど変わりません。下がったままで定着しています。その年の単価が上がったとしても、全国よりも低い産地として位置づけられてしまっているということに関しては、この構造的な問題というのは変わらないということになります。

じゃあ、風評の問題について進みたいと思いますが、消費者はどう思っているか、これは実は2015年の調査と今、2017年2月、今ちょうどもう一回調査をしています。2015年のときは12都道府県、札幌から福岡まで主要な都市、それと東北で、3,600名の消費者の方に調査しました。

例えばこういう形です。「原発事故の直後、食品生産に適さない産地はどこだと思いますか」というと、やっぱり浜通りが一番高くて、中通り、特徴的なのは、会津と答える方は、福島県の方は、これは青が福島なんですけれども、福島の方は会津はそんなに危なくないと答えていますが、全国の方は会津も危ないと答えている。倍ぐらいのスコア差がありましたよということと、もう11個は茨城、栃木、これは黄色が茨城、栃木なんですけれども、全国の方はあんまり茨城、栃木はそんなに危なくないと思っているわけです。大体10%程度。しかし、茨城県、栃木県の方は、倍ぐらいのスコアで自分の県が危ないと答えていたということなんですね、これは2年前のデータですけれども。というのは、近隣の福島県は全量全袋検査をやったり、学校給食なんかも10ペクレルで検査したりしているわけですけれども、放射能が同じように降った茨城、栃木では、やっていなかつたということで、むしろ自分の県が危ないというふうに考えていたという時期が、2年前はあったということです。

一方で、もう2年前の時点で、「購入したくないと思う産地はどこですか」、実はこれは2年ごとに調査をしていて、2012年もやっていたわけなんですけれども、それに比べても、ちょっときょうはデータを出さなくて申しわけなかったんですけども、該当する産地はありませんという割合が圧倒的に高いです、2年前の時点で。要するに、もう産地、福島だから避けるとか、東北だから避けるというのは、もう2年前の時点ではほぼなくなりつつあったということです。

2年前の時点で、これは直近のも、これだけもう1個出したんですけども、消費者の方に「商品、農産物を購入する際にどんな情報があれば買いますか」と聞くと、2015年時点では、上位にくるのは全部検査でした。検査済みであることがわかりやすく表示されていること、検査体制の詳細が説明されていること、全量全袋検査が行われていることという、検査をきっちりしているということが前提であれば、その商品を買ってもいいよと。

一方で、いわゆるマーケティングやプロモーションにかかるイベント的なもの、例えば芸能人が購買を進めているとか、親しみを持てるキャラクター、テレビCMなんかというのは、評価が低かったんですね、2年前の時点で。これでやっぱり2年前の時点では、いわゆる風評イベントみたいなよりも、やっぱり安全性について、もうちょっと詳細に説明する政策が必要なんで

はないかということを、地元ではやっぱり考えて進めてきたわけですけれども、実はこれはきのうの、今まだ中間集計中でして、2万サンプルまで集めるので、これは1万2,000サンプルの時点なんですけれども、きのうの時点で、今回47都道府県全てに2万の回答を調査してみました。

なので、2年前の時点で入っていなかった関西、あるいは中・四国だと、あんまり福島の問題についてほとんど関心のなかったような県も多く含まれているので、ちょっと回答のバイアスがあるかもしれません、ちょっと僕もきのう集計して驚いたんですけども、1番は「著名な芸能人が購買を進めば買います」が1位に、全く逆の、2年たって回答になりました。

中身を見てみると、これは都道府県別のまではちょっとまだ、回収がなかなか進まない、鳥取県とかもあるので、ちょっと都道府県別はできなかつたんですけども、大きく2つの要素があるかな、今の時点で見ると。結局、安全性の根拠について、きっちり示してほしいという回答と、やっぱり6年たってみると、通常の産地のプロモーション、例えばおいしいとか、もう安全になりましたとか、新商品が出ましたとかという通常のマーケティングプロモーション、新規の市場開拓ということも、あわせてやっぱり必要になってくるかな。

というのは、福島県農産物が6年間全く流通しなかったような産地は、いっぱいあるわけです。例えば、先ほど言いましたけれども、関西圏は3,000トン出荷していたのが600トンになっていたわけですから、余り見る機会はなかったわけですね。さらに、福島県産の表示をしない流通業態というのがふえていましたので、福島県産の農産物は6年間目にしないということは、消費者からしたら今新しく出てくるというのは、もう後発の産地と同じ位置づけなんですよ。新規に市場に参入してきたような産地と同様の位置づけになっているというのが一方である。なので、そういういわゆるマーケティング戦略、市場開拓というのもあわせて必要になってくる。これはだから風評対策というよりは、やっぱり長期間に及んでしまったことを回復するために、やっぱりそういうことが必要になってくるのではないかなど、あわせて思います。

安全性の根拠に関しては、もう既に、例えば福島県内なんかで見て見ると、この全量全袋検査の結果、2014年のこの2袋というのは流通しない袋でしたので、事実上、出荷を前提としていなかったものがまざつてしまつたということなので、もう3年連続基準値超えがないような状況ですし、ほかの果樹、野菜、畑作物についても、基準値超えというのは実際ほぼないわけですね。こういうものというのが、もう現実にわかっていますし、という状況があるということです。

じゃあ、どうしたらいいのかということなんですかけれども、大きく2つあるかなと思っています。1つは、やはり安全性についてこの6年間ずっと、この後、県からも報告があると思いますけれども、ずっと検査のデータを積み重ねてきているわけですけれども、それがやはり一度国民

というか、消費者の目に、この6年間の取り組みの総括的な結果を、目に触れるように報告する必要があるのではないかなどと思っています。

例えば全量全袋検査の結果、我々関係者はよく知っているわけですけれども、やっぱり6年もたつてしまうと、例えばことし、もうじき3.11があるわけですけれども、昨年までは震災5年目までは、もうメディアの取材も含めてたくさんあったわけですね。ところが、やっぱりもう6年たつてしまうと、大分減るわけです。なので、なかなか総括するような機会が少なくなっている。やっぱり風化の問題というのが出てきています。

そういう中で、農産物の安全性について、やっぱりこれまで結果、データも蓄積されていますので、一度総括的に示す必要があるんじやないか。やはり安全が証明されても、社会はなかなか受け入れられないという段階があったわけですけれども、じゃあ、この安全性の証明というのも震災の直後、それから中期と今では、全然そのデータが違うので、要するにエビデンスが全く違いますので、そこは改めてやっぱりする必要があるかな。その上で、実は1回総括的なものができるれば、それを踏まえて、もう回復した産地だということで、もう1回市場評価、ブランド価値の下落への対応、要するに新たな産地としてのプロモーションや販売戦略というのをすることができるんじやないか。

今まで、例えば福島新発売とか、すごくいいキーワードだと思うんですけども、やっぱり安全性の証明と一緒にやっていたので、なかなかやりづらかった部分があったと思うんですね。ところが今はもう安全性について1つの総括ができた中で、次の産地戦略というふうに進めると、よりやりやすいんじゃないかなと考えています。

これは最後にしますが、結局この原子力災害、この放射能汚染の問題でいうと、大きく3つ損害、厳密に言うと損害と損失があったかな。例えば放射能汚染の問題があって、出荷制限になりました、あるいは風評被害で価格が下落しました。これはフローの損害でして、価格の下落分等を補償してきたわけです、賠償してきたわけです。あるいは使えなくなった施設、例えば出荷制限等、あるいは避難等で使えなくなった施設等、あるいは農地等、除染も含めて、こういうストックの部分に関しても、損害に対して補償、賠償してきたわけです。

問題は、実はこの6年間たってみると、回復し得ないブランド価値、市場でもう回復し得ないわけですよ。実はやっぱりこれだけ6年間で出荷できなかったということを、震災前に戻しようとしてもやっぱり難しいんですね。むしろ新しいブランド、新しい商品として市場に出していくざるを得ないような状況に、今なっているわけですけれども、そういう意味ではロス、もう損失してしまったというふうに考えざるを得ない部分があります。あるいは、そういう中で担い手が、あるいは若手、後継者がやめてしまった、これも回復し得ない損失なわけです。なので、

回復し得ない損失というのがどういうものがあったのかということも、きっちり把握しておかないと、実は次に向かって再生の道は描けないということになります。

なので、この損害と損失というふうに大きく分かれていて、何がロスなのかということをやっぱり理解せざるを得ない。これはやはり長期間、1年で終息すれば起こらなかつたようなことが、やっぱりどうしても、放射能の問題でいえば半減期もありますので、こういう状況が起こつてしまふということになります。

最後に、実はフローの損害に関しては、補填する仕組み、法律上もあるわけです。例えば賠償等を、ことし売れなかつた分に関して賠償したりするわけですけれども、実はこの産地全体のブランド価値が下がつてしまつたとかということに関しては、現行法では賠償し得ないんですね。というのは、この賠償の仕組みというのは個人賠償が前提です、農産物に関しては。だから、その産地のブランド価値が低下してしまつたとか、市場での評価が下がつてしまつたことに対する賠償じゃなくても、例えば保証したり支援したりする仕組みというのが現行法では難しい。

これは実は農業だけではなくて、林業や漁業についても同じことがやっぱり言えるので、個別の経費を積み上げたり、平均単価から算出して個人に支払うというこの仕組みだけでは、実は原子力災害は償えないような課題をやっぱり抱えているんだという、この法律上の問題も、あるいは制度上の問題も、どこかでやはり検討する必要があるんじゃないかなと考えております。

以上で報告を終わります。どうもありがとうございました。

○山本（一）委員長

どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの小山委員からのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしくお願ひします。

森田委員、お願ひします。

○森田委員

1つ目は、小山委員はわかつていらっしゃるけれども、ちょっと誤解を招くかもしれないのが、9ページ目の、魚のところですが、海面漁業が何か生産があるように見えるんですけれども、実際はこれは福島県沖じやなくて、福島から大型まき網が出航し、よその海域で漁業し帰ってきたものとか、他県から出航し漁業を行い小名浜に入港してきたものが入つてるので、この図では福島県で漁業生産があるかのように見えますが、実際のところ沿岸漁業というのは全く行われていないという状態ですので、ここに示してあるのは福島県全体の水産業ということです。

○小山委員

すみません、これは福島県が発行している、この後報告がある復興の歩みを抜粋してしまったので、ちょっとすみません、これはちゃんと示されていると思います。

○森田委員

次が質問ですが、消費者にいろいろなアンケートを、水産についても行われているのですが、検査済みであることが示されていると好ましいとか、検査体制がきちんと説明されていると好ましいということをアンケートで、消費者の方が答えるのですが、この回答は、販売する側からいえば、そのような余計なコストをかけなければ、商品を買ってもらえないという理解になるわけで、販売する側としては、このような余計なコストがかかる商品は扱いたくないという話になるのではないかと思いますが、やっぱりそういう話になるのでしょうか？

○小山委員

僕もその点が一番課題かなと思って、これはアンケートなのでヒアリングもしています。ちょっとヒアリングの結果を出していないんですけども、こういうことでした。じゃあ、この検査済み、詳細が、全量全袋検査が行われていることをどうやって確認したらいいかということで、じゃあシールを張つたらいいのかということをいろいろ聞いてみると、消費者の方は、実はこれなんですよ。産地を気にしない。

なぜ気にしないかというと、スーパーや量販店で産地名も表示されて扱っていれば、これは検査済みだとみなすということなんですよ。要するに、企業は一番クレームを気にしますよね。そういう企業がちゃんと産地名も表示して扱っているものは、もう安全で検査済みだという証明だ。一々自分で確認するんじゃなくて、やっぱり大手の企業や飲食店、外食産業が扱っているということは、ちゃんと検査がされているんだなというふうにみなしているということなんですね。

なので、例えばですけれども、先ほど言った、ちょっとこれはいろいろ事情があるんだと思うんですけども、やっぱりこういう売り方になっているというのは、何かあるんじゃないかな、逆に言うとなってしまうということなんですね、あるいは、あえてこういう表示になってしまっているということは。

これがいい、悪いは別にしても、消費者の方は自分で1個ずつ、例えばトレーサビリティーの仕組みはBSEのときにありましたけれども、あんなのはバーコードを読んで確認する消費者なんて、もう0.00何%しかいなかつたわけです。これはもう企業や業者がちゃんと扱っていれば、安全性は確認できるということ、

だから、水産物とはまた違うかもしれません、少なくともこの農産物の補足のヒアリングでは、そういう結果でした。

○山本（一）委員長

ほかにいかがでしょうか。

辰巳委員、お願ひいたします。

○辰巳委員

ご説明ありがとうございました。非常にわかりやすいというか、納得できるお話ばかりでした、私にとっては。

でも、今の消費者の消費行動というか、それに関してなんですけれども、まず、アンケートで聞いた場合は、やはり賢く答えてしまうというイメージがあるので、私もそんなにいろいろな調査をしたわけじゃありませんが、環境のことをずっとやっておりましたので、環境に関していいものを買いますかというふうな調査をすると、実際、本当に8割以上の方がいいものを買いますと言っているのに、じゃあ、市場はどうしてそういうふうなものが動かないんだというギャップがすごく不思議というか、当たり前だというふうに、逆に言うと、思っているんですけれども、まさに同じ状況じゃないかなというふうに思って伺っておりました。

やっぱりこの委員会の中にも、流通の方が入っていないというのがやっぱりちょっと、要するに消費者、私も消費者の代表として参加させていただいているので、消費者目線でというふうに思いつつお話を伺っているんですけども、やっぱり消費者は産地から直送で買う人もいますけれども、最近は、だけれども、それよりも多くの方はやっぱり流通を通して買っているわけで、もう最後におっしゃった、流通がチェックしてくれているだろうというところで、かなり安心しているというか、そういう話だというふうに思います。

流通はその分すごくシビアに捉えておられて、こういう被害のお話じゃなくて、例えばこういう容器包装のことでも調査しているんですけども、私たちはほとんど気にしない、例えば印刷のずれとか、このテープをぐるっとペットボトルに巻いて、上下がぴちんと合っていないといけないところが、ちょっと1ミリとか2ミリとかずれて巻かれている、そういうものは私たちにしたら全然中身に関係ないわけだから、どうでもいいというふうに思うのに、これを製造する側からいうと、流通からそれは全部返品になりますという話で、ですから、大勢のお客様がいる中で、1人か2人のお客様が気づいて、流通に何かをおっしゃるのかもしれませんけれども、そういうふうな消費者の本当の思いと流通と産地、その間に卸売とかいろいろあると思いますけれども、そことの関係とは、本当に私たちの思いが伝わっていないような気もします。

だから、厳しい目に流通は判断をし、先ほどの表示のようなことも、こういうふうに表示してしまうと買ってくれないんじやなかろうかと勝手に思い、やっておられるんだというふうに思つて、私はどちらの気持ちもとてもよくわかるので、あり得るなというふうに思いつつ、結果的に

ああいうふうになると、もう消費者は安いものに飛びつくこともありますので、そうすると裏切られた気持ちになるんですよね、もしかして福島のものを避けたいとも思っている人がいたときに、ちゃんと書いてくれていないから、わからずに安いということで買ってしまってというふうに思うので、ああいう流通の仕方、売り方をすると、やっぱり後できつとしつ返しがくるだろうとは思うんですけども、そういうふうなことで、やっぱり流通の責任はすごく重いというふうに私は思っていて、お話を伺わせていただきました。

ありがとうございました。すごく勉強になりました。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

開沼委員、お願ひいたします。

○開沼委員

きょうのお話の触れられなかつたところで、先行事例が多分、風評と呼ばれたもの、あるいは風評と呼ばれていてなくとも、BSEの話のように、何らかのショックの中で消費や流通構造が変わることで、そこから回復を見せたものもあるし、そうじやなかつたものというのもあると思います。そういうものを含めて、これまでのそういうネガティブな動きをどういうふうに克服できたのか、あるいは克服できていないものもあるのかなと思います。例えばBSEの検査も相当長くやったし、じゃあ、それがどれだけ意味があったのかというような話というのも、聞くわけですね。

そういう点で、何か思い当たるところがあれば、結局これまでの先行事例でなかなか克服できていない課題と同じ種類のものが、福島にもかかわっているんだとすれば、その点というのは同じたがを踏んではだめだし、あるいは難問過ぎて答えがないというのも、1つ現状の答えのかなというふうに思います。そういう点を伺いたいなというのが1点。

もう1点が、国内の風評と国外の風評で、大分ニュアンスが変わってきているのかな。初期は多分国内外ともに、かなりパニックを起こしていた状況があると思います。しかし、先般の650シーベルトが見つかったという報道も、国内ではもちろん混乱はありましたけれども、しかし、冷静に受けとめられた部分があつたんじゃないかな。一方で、海外では、日本全体が650シーベルトぐらい汚染されているんじゃないかなぐらいのイメージになったという、一部フェイクニュースとかも出回ったという話も聞いておりますし、実際、福島への、個別の消費者の判断はわかりませんけれども、海外から福島に来る航空会社で、搭乗拒否をしたというニュースも見たところです。

国外での風評の問題というのは、よりハードルが高いんじゃないのかなというふうに思っていますけれども、そういった点で、どういう対策方法があるのかなといったことも伺えればと思います。

以上2点です。

○山本（一）委員長

お願いできますか。

○小山委員

じゃあ後半のほうから。国外のほうでいうと、やっぱり大きく2つあって、近隣と離れたところだと思うんですよね。これはチェルノブイリ事故の調査もさせていただきましたけれども、やっぱり近隣諸国が一番不安で、やっぱり厳しく見る。なので、例えば、今もベラルーシ政府は、やっぱり近郊の諸国向けに報告書をずっと出し続けている、英語版も含めて、母国語以外で。これはやはりそれだけ気にするので、周りの国は。

日本も同じで、やはり韓国だと中国、台湾、周辺国は、近くで起きた事故ですから気にしていますけれども、これはもう離れてヨーロッパとかにいくと、だんだんもっと冷静に見れるということになります。

なので、僕は1つは海外向けの発信、いろいろ復興庁もやられていますけれども、特に近郊国向けには誤解を、QアンドA方式でもいいですし、誤解を解くようなメッセージの出し方というのは1つあるかな。

僕自身も海外の取材、震災直後から受けますけれども、やっぱりヨーロッパとかだと聞くことと、中国や台湾のメディアが来て聞かれることは、全然ハードさが違うというんですか、かなり過激な質問も出たりするのは、やっぱり相当誤解されている部分があるかなというのと、すごくうそがあるはずだという形で取材に来ていると部分も、やっぱり近郊だとあるから、そういう意味ではやっぱり信頼が、この問題に関して、この原子力災害とか放射能の問題に関しては、日本のいろいろな対策や政府等に何か問題があるんじゃないかなという視点で、どうも近隣では見られているんじゃないかなというのを、僕のイメージですけれども、ちょっとと思っている部分です。

もう1個、先行事例でいうと、これは公害などの事例と近似するかなと思うんですけども、あるいはBSEだと、そういう問題と近似するかなと思うんですけども、やっぱり地元の農産物が回復してきたというのは、基本的には時間だと思います。時間で風化、簡単に言うと。

要するに、風化できるような課題であれば、問題なく風化できるような事件、事故であれば多分、回復していくんでしょうけれども、例えばこの原子力災害の問題だと、単純な風化はしないんですよ。原発事故が起こった2011年の3.11の爆発した映像は、皆さん頭の中に残っていますし、

今でもネット上でいっぱいあるので、事故が起ったこと、放射能が降ったこと自体は、皆さん全員覚えている、かなり強烈な記憶として。しかし、その後のいろいろな取り組みや、安全になってきたとか、こういうものから風化してしまうので、ちょっとほかの、例えば今BSEを気にして、あのときアメリカの牛肉、吉野家も何から売っていなかった。豚丼を食べていたということを気にしている人はほとんどいないと思うんですよ、今。全く忘れちゃっているわけですけれども、放射能の問題、福島の問題に関して、果たしてそうなるかな、時間がたつと、10年、20年で。やっぱりそれだけインパクトのある事象だったということで、そこに関しては、やっぱりちょっと違うことがあるかなとは思っています。

あとは、やっぱりリスクコミュニケーション等もすごくしづらい。例えばBSEであれば、世界的にもう終息に向かって、ある段階でこっちのほうが実際正しかったんじゃないとかという形になってきたと思うんですけども、異常プリオンの問題も。一方で、じゃあこの放射能の問題について、リスクコミュニケーション等をしていったときに、やっぱり強烈に絶対それは違うという方も、やっぱり一定数は残っていくんじゃないかな。これは30年前のチェルノブイリ事故から延々と、やっぱりそういう考え方としてあるのではないかということで、やっぱりそこもちょっと違う部分としてあるかな。単純に風化しないという側面が、この放射能汚染の問題には残っているんじゃないかなと思っています。

以上です。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

森田委員、お願いします。

○森田委員

コメントなんですが、近隣諸国へのちゃんとした説明というのは、すごく非常に重要で、韓国が2013年に規制を強化しましたけれども、それは2013年に何か新しい事象が起ったわけではない、それ以前に福島第一原発からの微量な漏えいが続いていましたということを発表したこと、規制が強化されたわけで、それは何かそこで新しい汚染があったわけではないので、結局、全然変わっていないんですね、状況は。それでも急に規制が強化されるので、それは単純に説明がちゃんと近隣諸国になされていなかったので、完全に誤解を招いて、そういうことが発生しているわけですから、やっぱりちゃんとした状況の説明を海外に発信していくということは、大事だと思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

○田中対策監

ちょっと今、海外向けの情報発信の関係でご報告があるんですけれども、まさに今お話が出ました650とか530といった2号機の調査の件をきっかけに、海外でもいろいろな反応があったということなんですから、実はちょっと中国の関係で、私どもは大使館とかいろいろなルートを通じて今、向こうに説明とかをやっています。ちょうど今、上海の総領事館がQアンドAを、割とタイムリーにさっと出していただきまして、それが人民日報とかにも掲載をされたり、それから、Weiboといった向こうのあれでも大分拡散をしたりして、ちょっとこういう取り組みというのは今までなかったかなというふうに思っていますけれども、向こうの反応もそういう感じにはなっていまして、我々もできるだけ近隣国ということで、絞っているわけじゃありませんけれども、やっぱりとりわけ、そういうところは影響が大変強いもんですから、できるだけタイムリーにまたしっかりとやっていきたい。

それから、むしろふだんからの情報発信という、今、森田委員の問題提起は全くそのとおりだと思っていますので、そこら辺ちょっとこれから考えていくべき点かなというふうには感じております。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、小山委員、どうもありがとうございました。席までお戻りください。

引き続きまして、福島県、サカイ主管より福島県の風評・風化対策強化戦略の現状と方向性について、ご説明をお願いいたします。

○福島県（サカイ主管）

皆様、おはようございます。ただいまご紹介にあずかりました福島県危機管理部原子力安全対策課のサカイと申します。どうぞよろしくお願ひします。

すみません、座って失礼させていただきます。

その前に、間もなく震災から6年を迎えようとしております。今までに福島県に対しまして、いろいろ各方面からいろいろな応援、励まし、いろいろな形で、今も続いている状況を応援していただきまして、本当にありがとうございます。引き続き、国を初めいろいろな関係機関、それからあと皆様方、引き続きご声援のほうよろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、私のほうから福島県として風評・風化対策戦略というような名前を使っております

けれども、まだまだ非常に困難な課題に対しての対処について、ご説明をしたいと思います。

本来であれば、風評の専門の対策監を配置しております、その方からご説明するべきところでありますけれども、本日も県議会の開催中でございますので、不肖私が資料をもとにご説明させていただきますことをお許しください。

あと、私は原子力安全対策課ですので、観光の面とか、あるいは教育旅行、それからあと農産品、こういったものについてはちょっと門外漢でもありますので、きょうは農政関係のほうの応援、助っ人に来ていただいていますので、そちら方面のほうの話については、何とか答えられる範囲で十分答えられるかなと思いますが、ほかの案件について疑問等があればお預かりして、後ほど回答させていただくということをお許しください。すみません、よろしくお願ひします。

あと、私は原子力安全対策課なんですけれども、当然、福島県庁の職員として、震災当時から私は勤務しております。今までの経過をちょっと申し上げますと、私は震災時は県南の白河というところで被災しました。それから本当に火事場のようなところを何とか切り盛りして、その後、その年の6月に、県の災害対策本部のほうで全県のほうの対応をやるようになりました。

当時そのとき、事故直後の除染担当で、そのまま3年間やってございました。その際にいろいろ受けてきた皆さんからの要望、批判、いろいろな形で、私も県の職員としてやれるだけのことをしてきましたけれども、そういうときの対応と、あと3年後、原子力安全対策課に移ってから発電所対応をやって、いろいろトラブル対応をしてきた、それで今、6年をたとうとして、こういう非常に難しい課題を突きつけられている、そういう状況にあるということです。

今ほど小山先生のほうから非常に分解して、いろいろ捉えどころがすばらしいなと思いましたけれども、構造的な問題ですか、今後、県が解決していくかなくちゃならない問題については、非常に道のりは本当に生易しい、当時の火事場を何とかしようということじゃ全然ないんだなということを、改めて私も感じております。

という、そういう私の背景も含め、それから今、どういうことが県としてやらなくちゃいけないのかということについてご説明をして、ちょっと前置きが長くなりました。

さらにちょっとすみません、本題に入る前に、知事が今週の月曜日に定例の記者会見をしましたけれども、そのときのいろいろな記者とのやりとり、こういったもので福島県の今がさらされている現状、それに対して、知事はどういうふうに答えたかということをご紹介したいというふうに思います。

1番は、当然間もなく6年目がやってこようとしていますけれども、知事としては風化がどんどん進んで、これをどのように感じていますかということに対して、知事はどのように答えているかということをご紹介します。内堀知事が常に言っているのは、光と影の部分が福島県にはま

だまだ混在しているんだ、それをよくと皆様方にも知ってほしいし、我々も努力をしなくちゃいけない。そのためには、念頭の挨拶をかりれば、挑戦だというふうに言っていますけれども、そういうことが非常に重要だというふうに言っています。

3.11が近くなりますと、負の話題というのが、かなり強調されてやっぱり伝わるわけです。まだまだこういうところまでしかいっていないんだ、帰還が進んでいませんよとか、あるいは、まだまだ発電所の対策も、道筋をつけるには非常に厳しい状況が続いているとか、そういうような話をされます。ただ、その中でどういうことが必要かというと、県としては光の部分も当然言わなくちゃならないし、影の部分も皆さんに知つてもらう努力が必要だ、こういうふうに言います。明るいことだけを発信することも違う、そうじゃない。明るい話はいっぱいあるんですよ。常磐線が北側のほう、昨年開通しました。そういう明るい話題とかもいっぱいあるんですけども、いろいろな意味で、まだまだだというところを、よくと県としては発信していくかなくちゃならないというふうに思っています。

間もなく、サイトの近く周辺部の市町村が避難解除になります。ただ、これは全然ゴールではないというふうに県は思っています。そこから先が避難解除されて、そこからまた新しいスタートなんですね。役場の人はすごく大変です。我々も除染のときからいろいろつき合っていますけれども、まずは目の前のことを問題対処したというので、それから先、今度はさらに難しい問題に挑戦していかなくちゃならない、そういうところをまだまだ県のほうは背負っているということがあります。

今後どうするんだという話については、明ることも当然どんどん、我々としてもアピールしなくちゃならないので、その光と影の部分、これをどちらも忘れることなく、斬新さと繊細さとそういうものを広報の戦略の中で使っていきたい、繊細な部分は残しながら、思い切り伝えいく、こういうふうに言ってございます。この両方を工夫しながら応えていく。

それから、もう1点言っています。人を見せることだというふうに言っています。どういうことかといいますと、後ほど各対策の中でご説明いたしますけれども、やはり人と人との接することによって伝わるということなんですね。早い話が、例えば教育旅行とか実際に、福島県とは縁もゆかりもないところであっても、震災の復興の状況を学ぼうとか、歴史を学ぼうとか、いろいろな形で県のほうにやってくる方が、だんだん戻りつつあります。こういう方が実際に浜のほうの人々に触れて、全然大丈夫じゃないか、こんなに頑張っているんじゃないかということを、見たり聞いたり会話することで伝わっていく、こういうことを県のほうは本当に力を入れてやらなくちゃならない、そこが一番なのかなと思っています。復興に向けて努力しているという姿を見ることによって、すごく感じると言うわけですね。

ちょっと情緒的で非常に曖昧な言葉で申しわけないんですけれども、これはやっぱり基本的なかなというふうに思っています。県もそういう施策を今後やっていく、それが課題なんだろうと思います。

あと、詳しく言いますけれども、そのためにはいろいろな主体が必要です。県みずからがやるべきこと、事業者にはなり得ないので、例えばそういうことをやっている、今まででは人の話をしましたけれども、そういうことをやっているいろいろな団体の方ですとか、旅館のおばちゃんでもいいですし、いろいろな方々が、やってくる方に対して福島の説明をする、それに対して、こういうことまでやっているんだな、こういうところをバックアップすれば、まだまだいけるんじゃないかなというふうに思わせる、そういうことをすることが必要なんじゃないかなというふうに思っています。

各論なんですけれども、1ページのほうをごらんください。これは全体の今やっていくべき方向のジャンル別に、今の現状と今後の課題、それから、あとは現場を知る人方の内容が載っています。上から順に申し上げますと、今ほど小山先生の話にもありましたけれども、作物の中では、市場価格が震災前の水準まで戻っているというような、データ的にはそういう事実はあります。ただ、先ほどもあったように、構造的な話がありますので、加工品ですとか、要するに世の中で回っている仕組み、こちらのほうでもう固定化してしまうと、そこに対してはどうも手を入れることが難しい、そういう問題があるかと思います。今後は売れる、例えば対策のほうに書いてありますけれども、売れる環境づくりと新たな流通販路を、どんどん積極的に開拓していくなくちやならない、これが今望まれている一番の必要な対策かなというふうに思っています。

その隣の観光です。こちらについては、今ほどちょっと例にも出しましたけれども、当然、震災直後は激減しています。そうはいうものの少しずつではありますけれども、観光として福島県のほうを訪れようとする方々は、22年の対比率で84%、当然100%はまだまだいておりませんけれども、その辺までは回復しつつあります。これは地域の話があろうかと思います。浜のほうは訪れなくても猪苗代、会津のほうを抱えておりますので、そういったところの観光は少しずつ戻りつつはあるのかなというのが、数字的にはこんな形までいっているかと思います。

ただ、やっぱりそこにも課題はあって、今いろいろな外国人の方がいっぱい日本に来ています。そういう方々を取り込めていないというような状況があるかと思っています。この辺も大きな課題であり、なかなか解決していくのに難しい課題なのかなと思っております。

あとは、情報発信のほうについても、いろいろな本県への関心の推移ですとか、いろいろな調査を含めつつ、どこにスポットを当たればいいのか、こういったことを考えながら、先ほど知事の話を出しましたけれども、思い切りインパクトを持って伝えていくやり方、手段、そういった

ものを今後考えていく必要があるのかな。あるいは、若い世代の方々にいっぱい宣伝してもらわなくちゃならないので、その辺の仕組みづくりというか、そういったことも課題になっているかな。

県のほうでクリエーターの方を招いて、その方にいろいろアドバイスをもらっているんですけども、そういった斬新な発想とかというものを広報戦略の中に取り込んで、いろいろな形で発信していくということが、今後も継続的に必要になるのかなと思っています。

それに加えて今後、同じ経産省の中ですけれども、イノベの話があります。これは浜通りを中心にしていろいろな拠点をつくって、そこで産業を復興させる、戻る企業、やってくる企業を取り込む、そういうことを新産業の創出ということを今後、法にも位置づけられたところもあるので、そういったものを活用していきたいなというふうに思っています。

こちらのほうについては、単に廃炉のためのロボットとかということだけではなくて、災害対策用のロボットのテストフィールド、でかいフィールドが当然必要になりますので、そういったものをつくりたりですとか、あとは観光とタイアップしてやるようなことも、イノベの勉強会なんかでは報告されています。例えば、例としては、いわきにとまとランドというところがあるんですけども、そちらのほうで例えば省力化のためのロボットを導入し、朝どり野菜をそのロボットにさせて、それを見せるとか、あるいはそれを食してもらって、安全だよねということを実感してもらうというか、いろいろな形で総合戦略的なことをしていきましょうなんていうことが今、計画されていますし、実際進んでいくんだろうなというふうに思っているので、そういったところを含めて今後ともやっていきたいと思います。

それから、あと、右下になりますけれども、教育旅行のほうも徐々に戻りつつある。こちらのほうは、今までの県の教育旅行のパターンとしては、やっぱり歴史のある会津ですか、そういったところが中心ではあったんですけども、先ほど例にとったように、浜のほうを見て、そこでやりとりをして高校生の方が実感するというようなことも、実際少しづつではありますけれどもしているので、そういったことを少しシステムチックにやっていく取り組みなんというのも、今後求められるのかなというふうに思っています。

これが、1枚の全体のまとめた資料として、次のページに、これらを、今後どのように重ね合わせてやっていくんだということを書いた資料です。県産品に関してましては、今ほど小山先生の話にもありましたとおり、図の真ん中ほどですけれども、流通の課題、これが一番大きい、しかし、なかなか解決が難しい問題、こういった……

○山本（一）委員長

すみません、ご説明の図は次のファイルで、ちょっとファイルが違いますので。

○福島県（サカイ主管）

すみません、3-2、次のファイルをお開きください。こちらに風評・風化対策の戦略ということで、どのように今後進めていくかを段階的に書いた資料です。

今ほどの県産品のそれぞれの課題に対して、どういうふうに挑んでいくのかということと、あと観光等のタイアップ、こちらについてもそれぞれの、今までこの6年間で取り組んできたところ、これを基本にしながら、例えばDCなんかもやりましたし、これを生かして今後、継続的な観光資源にタイアップさせるようなこと、それから、あとはホープツーリズムの推進ということで、先ほど人が中心ですよというような話もありましたので、そういうところを誰がどんな形で実際推進していくか、あるいは県はどういうふうにそれを東ねて連携していくか、そういうことも課題になるのかなというふうに思ってございます。

だから、教育旅行のほうも、今ほど現場の意見としてそういう、来てよかったですとか、あるいは実際に生の声を聞いて、福島のことがわかりましたという県外の関係者の方々もいます。そういった方が今後さらに、口コミじゃないですけれども、いろいろなほかの学校なんかに話をしていくだけで、伝搬して、そこから相乗効果的に県内を見てもらうとか、いろいろなやり方があるかと思います。

あと、国内外への正確な情報発信ということで、こちらについても、今ほど田中対策監のほうからも話がありましたけれども、その都度の情報発信も、これはもちろん大事ではありますけれども、トータル的な福島の今の姿というものを見せていく必要があるかなというふうに思ってございます。

戦略の話については以上です。

あと、それぞれの分野の細かい現状のデータですとか、それから、先ほど言った現場の声というものが記載された資料があります。次の資料、3-3のほうをお開きください。こちらに、一つ一つ時間もあれなので、詳しくはお話しはできないんですけども、各品目ごと、このような形で戻りつつあるもの、それから、まだまだ必要な対策がとられない限り復活は難しいもの、こういったこと、それが現実のどういう形で突きつけられているか、現場の声としてこういう言い方をよくされているというようなことを、代表的なものを載せてございます。

先ほども言いましたけれども、いろいろな現場の方々の実際の声があります。これを解決していくためには、誰が何をすればいいのか、ここが今後の一番の重要な課題なんだろうと思っています。言われることはよくわかるんですね。だけれども主体、誰がどこまで、どのような範囲でどうするのという話を、今後はだんだんと、先ほど小山先生のお話にもありましたとおり、構造的にもこういうところがあれなんだというのがわかつてきたんだろうと思います。課題解決する

のは非常に難しいとは思うんですけども、であれば、それを克服するために誰が何をするんだ、どこまでするのというようなところが、今後の大きな課題かなというふうに思ってございます。

以降もそれぞれずっと観光のジャンル、それから、あと教育旅行のジャンル、それぞれのデータ集と、それから現場の方々の声、こういったものが載っておりますので、きょうはあんまり時間がないので、細かくお話はできませんけれども、これが今の福島に突きつけられた現状だ。あと、我々はそれを、何度も言うようですけれども、誰がどこまで何をするのか、こういったことを丹念に作業レベルまで落として、取り組んでいくことが必要なのかなというふうに思っています。

あと1点、若干補足しますけれども、先ほど言った教育旅行ですとか、あるいは人の話をしましたけれども、教育旅行のところの現場の声のところを見てください。モックアップの施設のことがちょっと書かれてあるんですね。これは通常の修学旅行は、ある学習旅行といつても多分ものを見るだけ、どういうところだと、そういうのが多分、今後やってきた方々にいろいろ議論してもらった、今後これを使ってどういうふうにしていくんだ、そういうのを生徒に考えさせる、こういう企画をすることが非常に重要なのかなと思っています。

施設は非常に立派です。皆様、見たことあるかもしれませんけれども、廃炉技術のみならず、いろいろな産業復興のために役立つすごい施設であるので、こういったものを単に見せるだけというよりかは、一步突っ込んで、じゃあ今後どうするんだ、あるいは自分が帰ったときに、どういうことを福島のためにやってあげることができるのかな、そういうのを考えさせるような企画をつくっていくということが、非常に重要なのかなというふうに思っています。とにもかくにも、そういうふうに実態として見てもらって、さらにそれをもとに今後のことを考えてもらうということが、非常に重要なのかなというふうに思っています。

あと、最後になりますけれども、情報発信のところにも同じ現場のところが書いてあります、いろいろな方々が福島のことを忘れないようにということで、いろいろ意見をいただいたりとかしています。今後はこういう県に何をすればいいのか、いろいろヒントが隠されているんだろうなというふうに思っています。こういうのをよくと解析しながら、県もふだんの広報の仕方、それから、あとは定期的にやることを含めて、粘り強くやっていく必要があるかなというふうに思っています。

あと、1点、ちょっと皆さんにご紹介しておきたいんですけども、発信という面では、みずから県内の復興に向けて取り組んでいる団体の方々がいます。具体的に申しますと、ハッピーロードの西本さんという方なんんですけども、これは福島評議会の委員の先生の方でもあります。この方が福島の復興、この方は広野在住なんですけれども、もう自分で、国道6号が浜通りをす

っと縦に走っていますので、そこに桜を植えましょうですか、いろいろそういう、みずから復興に向けて会を動かしている代表の方です。

その方が高校生のボランティアを募集して、国道6号の掃除をしましょうという企画を立てた。そうしたら、1,000件ぐらい反対意見が来たんですね、その方に対して。非常にこれは罵倒もあったし、何でこんなことをさせるんだ、そういうイメージがやっぱりいまだに福島にはあるんだろうなと思っています。全然違うんですね。そのとき私も現場にいたので、こういう団体にこんなことをさせていいのかという電話を、何本も受けました。そのとき私は、その方々に対してはつきりと言つてあげました。あなた方はちゃんとこの地を見たんですか、見てもいないのに、線量をはかりもしないのにわかるんですかという話をしました。相手は何もしゃべりません。こういうふうに、その地元をきれいにしよう、これから復興しようという、そのやる気とか、せっかく会を盛り上げましょうということに、逆に水を差しているのはあなた方じゃないですかという話で、相手は黙りました。我々に突きつけられたのは、今後はこういうことなんだろうと思ひます。

その方もそんなことにはめげずに、きちんとボランティア、高校生の6国をきれいにするというボランティアをきちんとやり遂げたし、さらに高校生同士、ほかのいわきの高校生と、あと、ほかの全国の高校生の交流会なんかもやっている。そこで福島県は今こういう状況なんだ、普通の暮らしているんですよということを教えて、そういう団体を、これも主体の1つだと思います。県みずからがやらなくてもこういう、今後復興しようという人らをきちんとバックアップとか後押しできるような、そういう連携とかを今後もやっていく、一步一步、地味ではありますけれども、着実に生の情報を実際に目で見て確かめてもらって、それを逆に発信してもらうという努力が本当に重要なんだろうなというふうに思っています。

それらを今後も継続して、西本さんは全然めげないので、我々県もめげないでそういうことをしていく。どんなに言われてもやっぱり大丈夫なんですよ、きちんと今の現実はこうですよということを正確に伝えていくということが、今後とも必要なんじゃないかと思います。同じような電話が来たとしても、私は「現地の本当の姿はこうですよ」ということをきちんと話してあげようと思っています。そういうことを一つ一つ積み重ねてやっていく。

我々はあんまり海外向けで、広報課のほうは英語版でやっていますけれども、少なくとも日本のどこか別の地域で、余り福島のことがわからないとか、あるいは首都圏も含めてそうかもしれませんけれども、風化が進んでいるところで、今の福島がわかっていないという方々に対しては、きちんと今の現状を伝えて、いろいろなチャンネル、いろいろな方法、いろいろな主体、こういったものを合体させて、一丸となって復興に向かっていくということが、今後の解決すべき課題

かなというふうに思っています。

ちょっと拙くて大変恐縮だったんですけれども、県全体、あるいは今までの私の実体験等も含めて、県が置かれている状況、課題、それから今後どうしていきましょうというお話をでした。

あと、先ほど小山先生からありました復興の歩み、これはどちらかというと、ここまで県は立ち直っていますとかという、そういう資料ですので、これは参考までにということで、後で時間のあるときに見ていただければなというふうに思います。

私のほうからは以上です。すみません、長くなりました。

○山本（一）委員長

サカイ主管、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問とかご意見等ございますでしょうか。

大西委員、お願いします。

○大西委員

質問というか、教えてほしいんですが、県産品のキュウリだけがなぜ回復というか、非常にシェアが高くて、ほかの農産物の影響が大きく出ている。私はちょっと果物が好きで、よく兵庫県の県全体の卸売市場へ行くんですが、ことしは桃がほとんど福島県産でしたけれども、通常は岡山県産が兵庫は多いんですけども、福島県がほとんど占めていたので、福島もこれだけ力を入れておられるのかなという感想を受けたんですけどもね。ちょっとキュウリだけが、ここの絵を見て、状況がわからないんですけども。

○福島県（ホシノ）

それでは、ご紹介おくれました、私は福島県農林企画課のホシノと申します。よろしくお願いします。

今、大西委員がおっしゃったキュウリにつきましては、いわゆる夏秋キュウリ、夏と秋のキュウリが、小山先生のほうが詳しいかもしれませんけれども、市場の占有率が非常に高いということで、その時期に露地物のキュウリが出回るのが、圧倒的に福島県産品が多いということで、いってみれば、ほかに選択肢がないときには当然、皆さんが福島県産品を選んでいただける。

ところが、桃なんかはやはり夏の時期が限られてきますので、PRしたところは当然、また扱いが回復してくれるところがあるんですけども、やはり同じ時期に、流通関係者の方がよく言うと、需給がじやぶじやぶのときというんですか、同じ時期に同じものがどつと出回るというときには、やはり当然、じゃああえて消費者から、先ほど辰巳委員がおっしゃったように、消費者から苦情を言われるリスクをシャットまで、福島県産品を選ぶ必要があるのかということで、その中の流通者の方の取捨選択の中で、福島県産品が競争から落ちていってしまう。ところが、も

う圧倒的な占有率を誇るものは、もう福島県のものを買うしか、供給する手腕がないものについては、それなりの値で買っていただけます。

例えば今の時期ですと、あんぽ柿なんて、いわゆる干し柿とはちょっと違うんですけれども、非常に甘くておいしい、硫黄で薰蒸した柿なんですけれども、それなんかはまだ、若干ちょっと供給量が追いついていない部分もあるんですが、やはり福島県産品のものが、もともと非常に市場の評価が高いので、価格も大分戻ってきている。実際の流通の方からきちんと検査して安全であれば、どんどん売るから持ってきてくれというようなお声もいただいているので、需給バランスによってどうしても、やはり価格というのは決まってしまうので、そういう側面にどうしても左右されてしまうという状況になっております。

○大西委員

あと1点、ついでにすみません。

関西に住んでいますと、福島のパック旅行のほとんど宣伝がないんです。だから、むしろ流通業者、先ほど物の流通の話が出ましたけれども、旅行に関してはかなり戻っていないという話が多いんですけども、そういう組み込み旅行、関西のおばちゃんたちがたくさん参加する、それが本当に福島を組み込んだ分が少ないんですよね。だから、それは最初の事故時の影響がそのまま残ってパックとしてつくられて、いまだにその分が回復していないというか、そういうところの宣伝というか、力を入れていただけるとありがたいと思うんですけども。

○福島県（サカイ主管）

貴重な意見ありがとうございます。先ほどは農産物の関係で、構造的にというようなお話があったかと思いますけれども、多分、農産物に限らず、今ほどおっしゃったように、震災の記憶が非常に膠着してしまっているので、そういうところでまだまだイメージから脱却できないというところもあるかもしれないで、その辺は観光のサイドともよく連携しながら、お話を伝えた上で、いろいろな戦略を考えていきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○山本（一）委員長

どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

森田委員、お願いします。

○森田委員

結局、需給バランスで価格が決まるということは、要は流通の業者は検査はちゃんと行われていて、汚染されているものは出回っていないということは、完全に理解されていてという話です

よね。だから、もう検査が行われているとか行われていないとか汚染の程度がいくつであるとかという話のレベルでは、今はもうないということの理解でよろしいんですか。

○福島県（ホシノ）

それは、端的に示すのは、先ほどの小山先生のほうの発表の中にもありました、今までいわゆる中食というんですか、外食産業のほうにそれほど福島県のお米が回っていなかつたのが、4割ほど回っているというのが、要はプロはきちんと検査をしていて、おいしいお米だというのをわかっていらっしゃる。だけれども、それがこんなに安く買えるんだったらということで、福島県産と言つて売らなくていいものについては、安全でおいしければ、さらに安ければ皆さん買っていただけるということなんですね。

流通の方が何で嫌がるかというと、やはり1人でも2人でも、何で福島県産のものを売っているんだというクレームがあると、どうしてもリスクを避けてしまうということで、あと、我々には1つ大きく課せられているのが、資料のほうにもあるんですけども、資料3-3のところだったんですけども、福島県産品の購入をためらう方の数字が、右側の中ほどに記載してありますけれども、もう福島県産だということだけでためらってしまう方が、17.2%から15.7というふうにここに書いてあるんですけども、実際細かい、もうちょっと先の動き、以前からの動きを出しますと、実は平成25年8月当初は17.9%あって、それが徐々に右肩下がりへ下がつてくる傾向にあつたんですけども、28年2月で15.7になつたものが、実は28年8月で16.6に若干上がつているんですね。

これは何かというと、ほぼ固定化してしまった、福島県産の購入をためらう人というのが、十五、六%の間でほぼ横ばい傾向を示しているということは、我々にとっては十五、六%の市場がなくなってしまったということとほぼイコール、全ての市場に福島県産品がもちろんいっていたわけではないんですけども、そうすると、幾ら検査をして安全なものですということでPRしても、もう十五、六%の人は黙つて福島県産品を買っていただけないということになってしまいますので、じゃあ我々は何をすべきかというと、今まで見向きもしなかつた、産地は特に気にしないといよいよという方々に、じゃあ福島県産のものは、安全なのはもう当たり前ですよと、おいしから買ってくださいねという方向にもうかじを切らないとなかなか、もちろん安全・安心はきちんと全量全袋検査なり、モニタリング検査をして確保した上で、もう見向きもしない人を追いかけてもしようがないというと、ちょっと乱暴過ぎる言い方かもしれないんですけども、もう固定化してしまっている部分は、これはどうしようもない部分もやはりありますので、そちらはそちらでリスクコミュニケーションといいますか、地道な活動を当然続けていくつ一つ理解をしていっていただく。一方で、見向きもしなかつた人に、福島県に興味を持つてもらうように

ブランド価値を上げていくということが、今後我々がしていかなければならないことかというふうに考えております。

長くなつて申しあげないで。

○山本（一）委員長

ありがとうございました。

開沼委員。

○開沼委員

2点あるんですけれども、1つ目が個別の話なんですが、外国人の観光で、どうやら今年度、ことしの上半期は伸びているぞ、それがターゲットを絞った対策によって伸びているんだということで、かなりの伸びなので、これが何なのかというところをぜひ教えていただきたいなというのが1点です。

もう1つが、先ほどのプレゼンの中で出た、双葉郡のNPOの西本さんの話がそうですけれども、きょうのお話、資料としては基本的に風評被害の中の経済損失、主に一次産業と三次産業の中の観光業に起こって、明確に確認できる経済損失の部分の話がメインでしたけれども、一方で、前回のこの会議で私が申しましたけれども、風評被害といつてきたところに、恐らくエコノミックダメージの話とディスクリミネーション、つまりデマ・差別の話というのがあって、西本さんの話とともに、私も地元紙に記事を書いたりとかしましたけれども、当初は闇に葬られそうになっていたんですね。こんなことを扱うこと自体が、そういうおかしなことを言う人を増長させるんじゃないとか、あるいはこんなことは瑣末なことであって、問題化するべきではないというような話もありました。

ところが、昨今の横浜のいじめに始まるような福島の出身者に対する差別事件、あるいは直近の関西学院での、それも福島出身の学生への嫌がらせのようなこともありましたけれども、多分、経済的な損失の話とは別途、デマ・差別の問題というのに対策を打つべき時期に、確實に来ているのではないかというふうに思っております。

行政としては、まさに皆さんそういう電話を受けたというようなトラウマを持っていらっしゃる方も、職員の方に多大な負担がかかってきたというふうに私は思っていますけれども、ただ、そういうものをちゃんと共有して、具体的な対応をとるような時期に来ているし、そういう策も何かあるんじゃないか、例えば情報収集、まず何かそういう事実があるんだということをまとめしていく、記録していくということから始められることもあるんじゃないのかなというふうに思っています。

という点で、そういう風評の中のデマ・差別的なものに対する対応がどうなのかというのが、

2点です。

○山本（一）委員長

ありがとうございました。

○福島県（サカイ主管）

1点目のほう、外国人の伸び、全国平均には当然全然追いつかないですけれども、多少なりとも伸びてきているのではないか。こちらの理由について述べよのお話なんですけれども、すみません、これは私も観光の、この数値にあらわれている理由、そこまでちょっと詳しくないので、持ち帰らせて別途ご回答をしたいなというふうに思います。

それから、2点目の目を向けるべきは、今まさに長期的な話として出てきている差別ですとか、あるいは経済的には補償し得ないような、より難しいことに対する、もっとシステムチックな行政としての対応手段があるんじゃないのか、それに対して県はどうしているのかというお話だったかと思いますけれども、こちらについても今年度、今ですともう昨年になりますけれども、横浜の非常に痛ましいようなお話ですとか、あるいは1個出してくれれば次々に顕在化してくるような、非常に根の深い話だろうと思っています。

こちらも行政としては、どこまでできるかというのは非常に難しい問題だろうと思います。今ほど先生がいみじくもおっしゃいましたけれども、まずは実態をきちんとやっぱり把握すること、その全容がどこまで、どうなんだということを知らない限りは、やるべきことも考えやらなくなってしまいますので、まずはそういう情報収集に努めていきたいなというふうに、まずそれが1つ。

そこから先にじゃあ、個別具体的に手段を押せるのかという話がありますけれども、こちらは、これもちょっと所掌外になってしまって大変恐縮なんですけれども、今ほど開沼先生からあったような話が出たことを申し伝えまして、じゃあシステムチックにやっていくためにはどうするべきかということを、県全体として考えていきたいと思います。こちらのほうはすみません、ご回答できなくて大変恐縮なんですけれども、非常にいい指摘、ありがとうございます。

○山本（一）委員長

どうもありがとうございます。

それでは、どうもありがとうございます。

引き続きまして、水産庁の竹葉様より福島県の水産業の現状につきまして、ご説明をお願いいたします。

○竹葉オブザーバー（水産庁）

水産庁の竹葉でございます。どうぞよろしくお願ひします。

福島県の水産業、漁業の現状ということでご説明させていただきます。本来なら福島県のほうが、福島県の漁業に精通しておりますが、モニタリング、輸入規制、周辺の情報もありますので、それらを含めて、水産庁のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思っています。着席して説明させていただきます。

まず、水産物の放射性物質の調査でございます。これは政府の原子力災害対策本部が作成していますガイドラインに基づきまして、放射能物質のモニタリングをしております。自治体が主体となって、50ベクレル超となった品目、または表層、中層、低層といった生息海域、漁期、近隣県との調査結果を考慮して、計画を策定してモニタリングを実施をしております。この結果100ベクレルを超えるようなときというのは、出荷制限もしくは自粛をかけております。100ベクレル以下というのは出荷ができるという状況でございます。

次に、モニタリングの結果でございます。これはまずは福島県ですね。上のほうが海産種、海のほうのものでございます。下が淡水のほうでございます。平成23年4月から水産物の放射能物質のモニタリングが続けられておりまして、昨年、28年12月までに400品目を、約10万2,000検体ぐらい検査を行っております。その約半分、4万5,000検体ぐらいですが、福島県産のモニタリングをしております。

この表を見ていただきますと、事故直後、平成23年4月から6月、これは四半期ごとに、3カ月ごとに下、横のほうの目盛りでございます。上が検体数でございます。23年4月から6月ということで、この辺は100ベクレルを超えたものは超過率ということで書いておりますが、57%、約6割近くが100ベクレルを超えていた、そういった現状でございます。それがだんだんと下がってきてまして、平成27年4月から、ここから100ベクレルを超えるものは出ていない、そういう現状でございます。

また、淡水のほうですが、これも当初は45%、高いレベルで出ておりましたが、時間の経過とともにそういった超過するものが減ってきておりますが、内水面の、いろいろな河川、湖沼の形態によって、まだ幾つか100ベクレルを超えるようなものが出ております。それもかなり減ってきているということでございます。現状の数を超えたものが、ちょっと上に書いているものでございます。

一方、福島県以外ということでモニタリング結果を示しております。これは海産種のほうですが、当初こちらのほうは5%ぐらいでありました。それが減っていきまして、平成26年12月以降、100ベクレルを超えるものは出ていない、そういった現状でございます。淡水のほうは、こちらのほうも福島県以外につきましても、少なくはなっておりますが、まだ若干出ている、そんなような現状でございます。

出荷制限がされている品目の数を示しております。当初、コウナゴ、イカナゴの稚魚でございますけれども、これに指示がされておりましたが、福島県の全ての沿岸漁業と底びき網漁業の操業が自粛しているため、出荷制限がこの期間ちょっと留保されておりまして、試験操業を開始をすると、若干安全性が確認されて十分低いということで、試験操業が開始されるというところで出荷制限、こういったものを出しております。一気に40魚種ぐらいで最大42品目、これは安全が確認されたものは解除されていきますので、現時点でこういった推移をしております。昨年夏以降、常磐ものの主力、評判が高かったヒラメ、マアナゴ、こういったものが解除されてきてまして、現在、12品目が出荷制限として残っているという現状でございます。

これが海面における出荷制限の状況を示しております。29年1月現在です。宮城県でクロダイが残っております。あと、福島県でこの12魚種残っております。また、茨城県でメバル等で2魚種、自粛をしております。100ペクレルを超えるものが出てきていないという現状の中で、ちょっと出荷制限が残っております。それにつきましては、福島県の分布が少なくて、検体が集まっていないとか、メバルのように地域に定着しているものについては、その地域を調べて、出たところからしっかりと検体をとってということなんですが、ちょっとその地域でとれないところもありますので、これについては検討をしっかりとサンプリングをしっかりして、解除していきたいというふうに思っております。

このほかに、内水面におきましては、6県におきまして、まだ出荷制限等が課されております。福島の内水面はちょっとかなり現状が複雑ですが、福島県の例として出荷制限の現状を示しております。

次が福島県の試験操業でございます。再生に向けて取り組みということで、放射能物質の値が低い魚種について、試験的な操業・販売を実施をするということで始まりました。当初は2つの漁業種類と3魚種で始まりました。今、現時点では全部で13漁業種類、それと試験操業の対象魚種として97種を対象としております。操業海域も出ております。福島県海域ということで県境からまっすぐ伸びたところ、福島県の海域でございます。ここで福島の第一原発の20キロ圏内を除いて操業をしているという状況でございます。

試験操業につきましての仕組みでございますけれども、試験操業は段階を踏んで、慎重に協議をされているということでございます。まず、しっかりとモニタリング結果を踏まえまして、まずは漁業者・流通業者で協議をして、対象種を選定して流通の計画、こういったものを策定していきます。そして、地区の試験操業検討委員会、相双地区といわき地区でございますけれども、この検討委員会で地域の合意について協議をされます。その後、地域漁業復興協議会、これは学識経験者とか流通関係者とか、そういった方々、国の担当者、県の担当者、市の担当者、そういうつ

た委員から意見を受けて計画を修正するなどして、組合長会議に諮って最終的に決定される、こういった手順で進めている状況でございます。

これは試験操業の推移ということで、13魚種、最初に漁業種類から始めたんですが、こういった推移で13魚種、こういったほうになっております。また、97魚種につきましても、こういった段階でだんだん拡大してきている、そういった図でございます。

これは試験対象魚種の対象になったということで、2012年で13、2013年では18ということになっています。2016年、昨年の夏から常磐ものの主力ということで、ちょっと黄色のところで示していますが、ヒラメとかマアナゴとか、ホシガレイ、マツカワ、マコガレイ、イシガレイとか、そこにつきまして、ちょっと放射能物質の濃度が下がるのがウキゴに比べて遅かったんですが、こういったものも解除されまして、これから弾みがついてくる、漁業の再興に弾みがついてくるというような現状で、そういったものが期待されるという現状でございます。

これは試験操業の対象水域でございます。20キロ圏内を除いておりますが、最初は、当初は、沖合底びきが出ますから①から始まりまして、②③④とだんだん拡大をしてきた、そういう段階を追ってやってきたという現状でございます。20キロ圏内を除いて、今は漁業ができるという現状でございますが、底びきなどは結構、出荷制限がかかっているものの、混獲などもありまして、そういったので操業の規制を深いところに限ってやってきたり、そういったこともしてきました。試験操業につきましては、週に大体二、三回、操業日を決めて実施をしている、そういった現状でございます。

これが試験操業の参加漁業者ということで、福島県漁連の調べでございます。2011年で899人、900人ぐらいだったということで、現状、今のところ半分程度、試験操業に参加しているということでございます。

試験操業・販売におきます漁獲量ですが、平成22年におきましては約2万5,000トンぐらい、沿岸漁業、沖合底びき網も含めてこういった漁獲でありましたが、震災後の漁獲として、28年におきましては震災前の約8%、そういった現状にしかちょっと回復できていないところはございます。

これは先ほど森田委員からも指摘ありましたけれども、福島県の漁業の推移ということで、福島県に属している漁業者の漁獲量の推移ということでございます。これは公式統計でも出ているのですが、大体8万トンぐらい震災前はございまして、この中には沖合・遠洋漁業、いわゆるまき網とかサンマ棒受け網、マグロはえ縄、まき網につきましては、千葉から北海道まで魚群を追っていくという、季節によって変わっていく、水揚げも他県でまた水揚げをするということで、サンマにつきましては、北太平洋からだんだん夏からおりてくるというわけですが、そういった

漁場、福島県以外で漁獲しているものが多い。マグロはえ縄も遠洋の漁業でございます。そういったものにつきましては、漁獲の統計は影響はそう少なく、こういったものは漁獲がとれているという現状でございます。

ただ、重要なのはこの沿岸漁業、5トンとか、こういったものと底びき網、15トン以上の船でやっています。上のはもっと大きな100トンを超えるような船で実施をしておりますが、ここが回復ができていないということです。

これはちょっと上のほうの、福島県の震災前の水揚げ金額ということで属地、福島県に水揚げされる水揚げ金額、これは110億円で沿岸漁業、底びきの占める金額は約87億ぐらいということで、県として非常に重要。ここに揚がってくるものが関連産業、流通、観光業、こういったものに一番重要なものですので、こういったものが、まさにここが復活していくことが重要であるというところでございます。

これは、小名浜港における福島県以外の漁船の水揚げの推移を示しております。震災前というのは9,000から1万ぐらい県外の船、福島県の船ではないんですけども、一応、小名浜港とか、こういったところに水揚げをしてくれているということです。そこで冷凍加工したり、そういった状況がございましたが、県外船が小名浜港へ水揚げするのは、このように大幅に減ってきているという現状がございます。

試験操業・販売の出荷についてですが、漁協のほうが県でやっていますモニタリングに加えまして、さらにこういったスクリーニング検査ということで、出荷するもの全種類につきまして検査をしております。25ベクレル、これはあくまでも県漁連の自主的なものでございますけれども、25ベクレル／キログラム以下のものについては出荷をしていく、50ベクレルももちろんそうでございますが、一応25ベクレルを超えると県の精密検査をしていきます。50ベクレル超になりますと自粛をする、そういうような運用をしております。

放射性物質の検査体制ということで、相馬の原釜の魚市場と小名浜で、2カ所で検査をしております。12港ぐらい漁港がございますけれども、全部が水揚げされているわけではないんですけども、周辺で揚がっているものについては揚げた後陸送で、相馬原釜とか小名浜に持っていくて、そこで検査をしている、こういった現状でございます。

これは検査の様子をちょっと写真を借りております。こういったことで検査をして、検査証明とか、こういったものを箱ごとに張って出荷をしているという現状でございます。

これは県漁連の自主検査の結果でございますけれども、50ベクレルを超えたのは、今までやつて2件ということで、それにつきましては出荷を見合せているということでございます。

これは試験操業販売の販売状況でございますが、当初県内ののみの出荷から、東京都とか仙台と

か20都府県、市場に拡大をしたということでございます。消費地市場価格は、他県産と県漁連で聞いているところでは、おおむね同等の取引がしてもらえているという状況であります。これは漁獲量、出荷量がまだ少ないと、出荷先が応援してくれているということが大きいんじゃないかなというふうなことを聞いています。相当な量で出荷をしていくとなれば、現状のような価格の取り扱いは難しいというふうな指摘もされているというふうには聞いております。

次が、これは沖合底びき網漁業の経営収支に及ぼす影響ということで、国立研究開発法人の水産研究・教育機構のほうの経営のほうで、ちょっとまとめていただいた資料なんですけれども、漁獲量が同じ場合、底びき網においては10%ぐらい価格が下がると、なかなか経営として経費を上回って利益が出なくなってくる、そういうふうな、試算として出しております。

次が輸入の規制でございますけれども、これは原発直後、我が国の輸入に対する輸入規制を行った国・地域は53に及びまして、そのうち輸入停止措置は18の国・地域に及びました。その後、緩和がされてきましたが、赤の輸入停止の部分でございますけれども、中国、韓国、台湾、ロシア、シンガポールなど、福島を初め東北、北関東を中心に、各都道府県で水揚げされている水産物について、今なお輸入の停止、さらには政府による放射性検査証明書が必要と、輸入規制がかかった状況でございます。

先ほど森田委員からもありましたけれども、韓国では科学的ではない理由で、事故当初よりさらに輸入が、規制が緩和される、そういう事態も発生している現状でございます。また、宮城県のホヤにおきましては、韓国に輸出をしているわけですけれども、こういったものが輸出できなくなってしまって、こういったものを廃棄処分する、そういうふうな状況もありました。引き続きこういった輸入でしっかりと、科学的根拠のない輸入につきましては、しっかりと働きかけを行っていきたいというふうに思っております。

次は水産物の風評対策ということで、我がほうとして取り組んでいるものご紹介でございます。しっかりと水産庁におきましてはモニタリング調査をして、それをしっかりと情報を提供していく。自然の生物のものですから、こういったモニタリングを続けていくこと、こういったものをやっていくことが一番重要だというふうに思っております。さらに放射性物質の挙動調査、水研教育機構とかでやっていたいただいておりますが、そういった科学的な結果を発表しておりますし、国内外に向けた説明資料の作成、セミナー等の開催をやりまして、消費者初め国民、外国等への情報提供も行っているところであります。また、わかりやすい冊子を水産研究・教育機構にもつくっていただき、配布しているところでございます。

今後の試験操業・販売の取り組みですが、昨年秋以降、こういったヒラメ、マアナゴ等、常磐ものとして評価が高かった魚種、こういったものが試験操業の対象になってきました。そういう

たことで、試験操業の拡大が今後期待ができるということですね。さらに競り、入札が今話し合われています、こういったものになれば、漁業者の意欲がさらに拡大していく。さらに、こういった競りをすることによって活魚出荷もふえていく、そういったふうに考えております。

さらに、カレイ類等は供給がちょっと、市場のほうでは多いんじゃないかなという話もございまして、カレイ等の一部、地元で加工場において加工をしております。本来は鮮魚での出荷が多いという主体でしたが、こういった加工で他県産より魅力的な水産物をつくっていく必要がある、そういったことも取り組んでおります。

また、コスト削減等から市場が今12漁港ぐらいに水揚げをしていたところですが、そういったところの集約とか漁協の合併など、こういったことも検討をされているところであります。

今後、漁獲量とか流通・販売が拡大していくまして、こういったものが拡大していくれば、本格的な漁業の復興につながっていくという現状でございます。ですから、まさに今後が漁業の復興に重要な時期を迎えており、そういったものでございます。

あと、これは福島県漁連の事業計画の公表されているものですけれども、ALPS処理水、いわゆるトリチウム水については、発電所構内に厳重に保管していただきたいというようなことで書いております。廃炉に当たりましては、漁業者におきましても、漁業関係者におきましても、地下水バイパスとかサブドレン等、可能な協力をやってきました。今後とも汚染水対策が円滑に進むよう、期待をしているところでございます。

ALPS処理した水の処理方法によっては、漁業復興に大きな影響を与えるかねないということで、福島県のみならず、太平洋側の関係の業者の方は、大変心配をしているという問題でございます。漁業関係者におきましては、風評が生じないよう適切に処理してもらいたい、漁業が力強く復興し、影響を受けないようになるまでしっかりと保管をしてもらいたい、そういったことを考えています。

これは今までの主張を、述べたことを簡単にまとめたものでございます。沿岸漁業、沖合底びきの試験操業の漁獲量は、震災前の8%ですね。20都府県に出荷をしていまして、今のところおおむね同等な価格が得られておりますが、今後取り扱い量がふえていくと、難しくなるとの指摘もあります。沖合底びきの経営につきましては、経営状態は脆弱でありまして、価格が下がると赤字になる可能性はある。輸入停止が近隣国から継続をしています。昨年9月以降、ヒラメなど常磐ものの主要魚種の出荷制限がようやく解除されましたので、試験操業の拡大が期待されます。今後競り、活魚出荷、こういったことの話し合いを進めておりまして、加工品づくりも取り組み始めております。今後が復興に重要な時期ということでございます。

以上でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの水産庁の竹葉様からのご説明に対しまして、ご意見とかご質問等ござりますでしょうか。

山西委員、お願いします。

○山西委員

諸外国の輸入停止が継続しているということなんですけれども、あんまり根拠がないというような発言もございましたが、例えばこういう条件が満たされたら停止解除してもいいというようなことを言っている国というのはあるんでしょうか。

○竹葉オブザーバー（水産庁）

結構こういう条件、もちろんそういう条件ではあるんだと、しっかりと安全性が確保されたということにはなるという言い分はあるんだと思いますけれども、必ずしも国際的に見て、こういった規制だと貿易してもいいよというルールの中で、そういったものに基づかないものについては、そういった韓国などにおいてはWTOに提訴している、そういった現状がございますし、そこはしっかりと、安全なんですよという説明はしっかりとしていく必要があるというふうに思っています。

○山西委員

ありがとうございます。

○山本（一）委員長

森田委員、お願いします。

○森田委員

質問ではなく、水産庁の発表全体と今の山西先生の質問に関係するコメントですが、例えば日本で出荷制限がかかっている水産物に関しては、やはり外国から見ると、それは危険なものだということで、輸入制限がされます。発表の前半にあったように、例えば淡水魚がいまだに少し出荷制限がかかっていたりするわけですが、現実的には、普通に我々が食べる淡水魚というのは、ほぼ養殖魚であって、天然の淡水魚というものはほとんど入手不可能です。ですから、さっき言った情報発信が重要となるわけですが、出荷制限がかかっているような淡水魚は、元々売られていないというような情報発信が少ないです。

もう少し詳しく説明しますと、淡水魚においては何が問題となっているかというと、出荷制限がかかった場合、いわゆる遊漁という釣りもできなくなるということです。現在は解除されていますが、例えば赤城大沼などのワカサギに、出荷制限がかかっている時期がありました。赤城大沼にようなところでは、ワカサギ釣りによって、周辺の観光業が成り立っているので、ワカサギ

に出荷制限がかかって遊漁ができなくなると、その周辺の観光全体がだめになっていくということになります。、こうしたことから、淡水魚では、食の安全ということではなくて、観光業のほうに影響が継続しているという話になっています。。

もう1つ、誤解を招いていることがあります。、さきほど水産庁のほうから説明がありました
が、、例えば福島県でいくつの魚種に出荷制限がかかっていたり、宮城県でクロダイに出荷制限
がかかっていたりしますが、実際、それらの魚が今も汚染されているのかというと、例えば宮城
県のクロダイなどはすでに汚染されていません。、これは、出荷制限の解除に必要な検体数が集
められないから解除されないとか、基準値を超えた当時と同じ場所でサンプルがとれないでの出
荷制限が解除されないとか、そういった制約があって、出荷制限が解除されないものが多々あり
ます。、出荷制限がかかっている魚種はこれですよと一覧にして情報発信しますと、、それを見
た人はまだこんなに汚染されている魚がいるのか感じてしまいます。、これも情報発信の方法が
難しいところだと思います。

あと、水産庁のほうから詳しい説明がなかったので補足しますと、、発表の途中で漁獲量の話
のところがありましたが、22ページです、これは非常に重要な話で、風評等々で魚価が下がって
しまうと、これまでと同じ量を漁獲しても経営が成り立たないということです。そうすると、ど
のようになるかというと、、漁獲量を増やそうとしますから、資源状態が悪化していくことにな
り、、負のスパイラルが始まってしまいます。、結局、魚価が維持されなければ、漁業経営が成
り立たないということが、この表で示されています。水産庁のほうから説明がありますが、漁
業経営は、非常に脆弱で、ぎりぎりのところで成り立っています。魚価が少しでも下がると、全
体が負のスパイラルに入っていますという話です。

○山本（一）委員長

森田委員、どうもありがとうございます。

ほか、いかがですか。

柿内委員、お願いします。

○柿内委員

26ページで、県漁連のほうで、これはトリチウム水については管理保管を求めていく、その部
分は非常に理解できます。一方で水産庁としては、セシウムのモニタリングの体制とかを整えて
いらっしゃるんですけれども、トリチウムに関して、どういうモニタリングができるか、そうい
った具体的な検討というのは、どのような感じで進められているのか、その現状をちょっと教
えていただきたい。それがあってこういう議論をやっていくときに、ベースとなる情報がそろった
上でこういう選択肢しかないとか、そういう判断の材料として提供していただきたいと思います。

○山本（一）委員長

いかがでしょうか。

○竹葉オブザーバー（水産庁）

これについては風評の部分もあつたりして、トリチウム自身のもので判断できるものかというのはあるとは思いますけれども、トリチウムも魚の中にどれだけあるか、検査のデータというのは現状でもあります。

○柿内委員

それで、事前のバックグラウンドのデータとしてあるのは、私も理解しているんですけども、こういうふうに実際に運用していくときに、そういう調査方法がそのまま適用できるとは限らないので、そういう意味で、いろいろな状況を想定したモニタリングとか、そういうシステムとかについても検討されていないと、実際いろいろ選択肢で考えていくときに、これがないからだめだとか、この体制ができていないからだめだとかという議論ではなく、いろいろなことを想定した上の準備が必要ではないかというふうな趣旨だったんですけれども。

○竹葉オブザーバー（水産庁）

ご指摘の点は十分にわかりますので、必要なものについては、しっかりとそういったことを話していきたいと思っています。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

○森田委員

さきほどのコメントに補足コメントです。小山委員の話とも関連するコメントです。さきほど触れた漁業の経営のところで、経営基盤が非常弱い状態になっているという話をしました。農業のほうでは、代替商品があると福島産の農産物は、負けてしまうという話でした。正確な順位はわからないですが、恐らく福島県の農業は、日本でもかなり上位の生産高を誇っていて、もともと農業においては、強い県であったと思います。、水産業に関しては、福島県は日本で20数番目番目の生産高しかないので、もともと日本国内の中でも競争力がある県ではないので、強い農業でもあれだけの風評被害が生じるということですから、水産業のほうは今後厳しい状況になるのではないかと考えます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

きょうの委員会は12時終了の予定なんですが、すみません、また司会者不手際、延びております

すが、ちょっとお許しください。

辰巳委員、お願ひします。

○辰巳委員

ありがとうございます。今回のこの委員会は、結構メインのところのお話なのかなというふうに思って聞いておりましたけれども、やっぱり、私は先に質問したいと思っていたことは、森田先生がおっしゃってくださって、ある程度は解決したんですけども、一番思ったのは、やっぱり出荷制限の魚があるということの説明が十分されていないということで、やっぱり私たちは通常、同じ海の中にいる1つの魚がオーケーで、1つの魚がだめなんて、普通考えにくいわけで、何かだめなのがいるんだったら、みんなだめなんじゃないのというふうに思いがちなんですけれども、正しくないんだと思いますけれども、だけれども、そういうことでやっぱり出荷制限という単語が出てくると、もう一気に全部、じゃあ何でいいのと、試験操業という単語を使いながら何で出てくるのとか、もう全く了解できないんですね。

だから、やっぱり当たり前のように皆さん使っておられる単語でも、私たちの受け取り方が全然違うので、きちんとご説明、出荷制限は何で起こっているのかということも、きょうご説明いただき初めて初めて、へえ、そういうことなのかというふうに思ったりしたもので、ぜひわかりやすくというところがそういうことなんだということをご理解いただきたい、ご説明いただきたいなどいうふうに思いました。

以上です。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、どうもありがとうございました。

次に、前回の会合でご指摘がありました地下水バイパス・サブドレンの運用状況、これにつきまして、東京電力から簡潔にご説明いただける。よろしくお願ひします。

○東京電力（松本）

東京電力の松本でございます。

資料の5番ということで、地下水バイパス・サブドレンの運用状況という資料を説明をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、まず最初に、前回の小委員会でのご質問の内容ということでございまして、こちらは汚染水対策として実施している海洋への排水について、どういう地点から排水しているのか、また、その結果どのような影響があったのかということで、ご質問をいただいております。

汚染水対策としては、このページの右下にございますように、3つの方針、赤と青と緑で書いてございますけれども、汚染源を取り除く、汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさないという3つの大きな方針に基づいて、対策をとってございます。主なものについては、①から⑩までそれぞれ書いてございますけれども、このうちの③番、④番というところで、地下水バイパスによる地下水のくみ上げ、あるいは建屋近傍の井戸での地下水のくみ上げ、この④番がサブドレンと呼んでいるものでございまして、あと、⑨番というところの地下水ドレンということで、これは海際でまた同じようにくみ上げておるものがありまして、これも一部同じようにサブドレンと一緒に処理をしてございますので、そういったものが管理された形で、海洋へ放出されているというところでございます。

左側に黄色いハッチングをしたところに書いてございますけれども、幾つかまとめて書いてございますけれども、今申し上げたように、地下水バイパスとサブドレンでくみ上げた地下水は、管理された排水を実施しているということでございます。それ以外に、構内の排水路を流れる雨水とか、あるいは5、6号機で冷却の海水を排水をするということをしてございますけれども、管理された形で排水をしている、地下水バイパス・サブドレンにつきましては、モニタリングを実施しております、排水を開始する前後の数字を見ておりますけれども、特段の影響は見出せないというところでございます。

左下に、少し構内の航空写真に書いたものがございますけれども、青いぽつぽつが示してあります、井戸でくみ上げている地下水バイパスの井戸、それから、赤い点々が建屋の周りで引いておりますサブドレン、それから、海際にあります黒いポツポツが、地下水ドレンと呼ばれるものでございます。

そのうちの、先に先行して排水を開始させていただいた地下水バイパスについては、次のスライドの2ページに状況をお示ししてございます。左側にくみ上げから排水までの流れということで、少し写真でお示しをしておりますけれども、今ございました青いポツポツのところには揚水井ということで、計12カ所の井戸がございまして、そこでくみ上げた水を一時貯留タンクにためた上で、その分析をいたしまして、問題ないことを、運用目標を満たしていることを確認して、排水をすることです。

運用目標をいたしましては、下にございますように、セシウムの134、137で1ベクレル、全ベータで5ベクレル／リットル、トリチウムで1,500ベクレル／リットルということで、運用目標を定めて、その内容を確認した上で排水をしているところでございます。

これまでの排水の実績をいたしましては、26万立米ということで、160回の大体排水をしてございます。排水の様子ということにつきましては、ちょっと小さい写真で恐縮ですが、BC排水

路と呼ばれていたところから、写真にございますような形で排水をさせていただいているということでございます。

その排水している水の水質をずっと分析をしておりますけれども、その分析の結果が右側のグラフにございます。上のグラフがセシウム137ということでございまして、こちらは運用目標の1ベクレルの下の部分で、白抜きの四角になってございますけれども、検出限界というものをその下に設けて、これぐらいのものは検出できるというレベルでの分析をしておるんですけども、そこで分析値が出てこないということで、それを下回る値でございます。

それから、トリチウムにつきましては、1,500ベクレルに対して500ベクレルの下の部分で、赤い四角の部分がございますけれども、こちらは分析結果、数字が出てまいりますけれども、運用目標に対しては、十分余裕を持った数字であるということを確認をしながら、排水をさせていただいるという状況でございます。

それから、次のページが3ページでございまして、こちらがサブドレン他水処理施設ということで、先ほど地下水ドレンということを申し上げましたが、一緒に処理をしております関係で「サブドレン他」という名前にさせていただいております。

左側にございます写真が、やはり同じように、実際のくみ上げをどういう井戸でしているのかということ、あるいは中継タンクに一旦ためた上で分析をして、さらにサブドレンに関しては浄化装置を通してからもう一度分析をして、排水をしているというところで、排水につきましては、ちょっとわかりにくい図なんですが、配管が港湾の中の海に刺さっているような状況になっていますので、排水していくてもちょっとよく何の絵だかわからないような写真になっておりますけれども、こういった形で排水をさせていただいているというところでございます。

こちらにつきましても、ほぼ同じ運用目標で運用させていただいておりますけれども、右側のグラフにございますように、セシウム137は、やはり1ベクレル以下のところの検出限界に対して、数字が現状は確認されないような運用ができているというところでございます。トリチウムにつきましては、測定がなされておりますけれども、運用目標に対しては低い値で、実際の放出をさせていただいているというところでございます。

スライドの4番で、最終的にどういう影響があるのかというところでございます。3つ地点がございまして、それぞれの時間的な変化を、海水中の放射性物質の濃度をそれぞれ確認をしてございます。縦に①②③とそれぞれ入ってございますけれども、右側に凡例がございますけれども、①番が地下水バイパスの排水を開始した時期、それから、②番がサブドレンの排水を開始した時期というところでございまして、この時期の前後で、特に後ろにきて値が上がるとか、そういうことはないという状況を確認をしてございまして、かえって③番ということで、海側の遮水壁

というのを閉めたところでは、少しかくんと濃度が下がっているというのはご確認いただけるかと思いますが、排水の影響よりは、こういったいろいろ対策をとっていることの影響が少し大きく見えて、排水そのものの影響というのは、見た形ではなかなかより分けて確認をするということが難しい状況でございます。

説明は以上です。

○山本（一）委員長

ありがとうございました。

何かご質問、ありますか。

では、どうもありがとうございます。

本日の議事につきましては以上でございます。

どうしても聞いておきたいとか、どうしても言っておきたいということがございますか。あれば。

特になければ、最後に、事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

○秦対策官

本日も活発なご議論ありがとうございました。

次回の日程につきましては、委員長とご相談した上で、改めてご連絡させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、第3回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会を開会いたします。

どうもありがとうございます。

一了一